（監視部の所掌事務）

第二百六十四条　監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（次条第一項第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事務並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。

［四～九　略］

2　［略］

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［略］

2　［略］

3　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官		保税地域監督官
函館税関	二人	［略］	一人
東京税関	十九人		三人
横浜税関	十七人		四人
名古屋税関	八人		三人
大阪税関	十三人		四人
神戸税関	十七人		四人
門司税関	五人		二人
長崎税関	五人		一人
合　計	八十六人		二十二人

（管理課の所掌事務）

第二百八十七条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二百六十四条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　［略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百五十一人以内及び監視官三百七十二人以内を置く。

［2・3　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官二十九人以内及び調査官三十二人以内を置く。

［2・3　略］

（監視部の所掌事務）

第二百六十四条　監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（次条第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事務並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。

［四～九　同上］

2　［同上］

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［同上］

2　［同上］

3　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官		保税地域監督官
函館税関	二人	［同上］	一人
東京税関	十九人		三人
横浜税関	十七人		四人
名古屋税関	八人		三人
大阪税関	十二人		四人
神戸税関	十四人		四人
門司税関	六人		一人
長崎税関	五人		一人
合　計	八十三人		二十一人

（管理課の所掌事務）

第二百八十七条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二百六十四条第一項各号の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　［同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百五十五人以内及び監視官三百八十四人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　大阪税関の監視部に、上席調査官六人以内を、東京税関及び神戸税関の監視部に、上席調査官それぞれ五人以内を、横浜税関及び名古屋税関の監視部に、上席調査官それぞれ四人以内を、門司税関の監視部に、上席調査官二人以内を、函館税関の監視部に、上席調査官一人を、各税関を通じて監視部に、調査官三十二人以内を置く。

［2・3　同上］